

山形県立こころの医療センター 産業廃棄物収集運搬業務委託仕様書

1 業務内容

山形県立こころの医療センター敷地内の廃棄物保管庫から、発注者が指定する処分場へ収集運搬するもの。

(1) 特別管理産業廃棄物の処分業者

感染性廃棄物 会社名及び住所は処分業者決定後に連絡

(2) 産業廃棄物（感染性廃棄物以外）の処分業者

廃プラスチック類 会社名及び住所は処分業者決定後に連絡

金属くず、ガラスくず類 会社名及び住所は処分業者決定後に連絡

2 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（36箇月）

3 種類及び契約期間における予定数量

実排出量に増減があった場合においても契約単価の変更は行わないものとする。

(1) 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）

20リットル容器×2,160個相当 43,200リットル

(2) 産業廃棄物（感染性廃棄物以外）

廃プラスチック類 396立方メートル

金属くず、ガラスくず類 32.4立方メートル

4 廃棄物の保管場所

山形県立こころの医療センター1階 廃棄物保管庫

5 収集運搬回数

(1) 収集運搬は、原則として平日とし、次のとおりとする。

ただし、保管場所に廃棄物が滞ることのないように、収集運搬日以外であっても随時、収集運搬を行うこと。

①廃プラスチック類 週2回（原則火曜日、金曜日）

②金属くず、ガラスくず類 週1回（原則金曜日）

③感染性廃棄物 週1回（原則金曜日）

6 実施方法

- (1) 感染性廃棄物については、8の(1)の容器に封入し、感染性以外の廃棄物は透明なビニール袋等に封入したうえで廃棄物保管庫の所定の場所に集積しておく。
- (2) 受注者は、保管場所に集積された廃棄物を回収すること。
- (3) 収集運搬にあたっては、廃棄物が飛散、流出、悪臭の発生により、周囲の環境に影響が生じないように万全を期すること。
- (4) 感染性廃棄物の収集運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の5に規定する「特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」を遵守し、感染性廃棄物が落下または飛散することのないように十分留意すること。

7 産業廃棄物管理票

- (1) 受注者は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という）を準備すること。
- (2) 発注者は、廃棄物の排出の都度、マニフェストに必要事項を記入し受注者に交付する。
- (3) 受注者は、マニフェストを廃棄物とともに処分業者へ回付すること。

8 感染性廃棄物の収納容器等

- (1) 感染性廃棄物収集運搬容器を発注者の指示により納入すること。
容器代は収集運搬料金に含むものとする。
メディカルペール（20リットル） 三甲株式会社製（品番：K#20）

9 消耗品の負担

- (1) 委託業務に必要な資器材及び消耗品（感染性廃棄物の収納容器を含む）等は、すべて受注者の負担とする。
- (2) 感染性廃棄物収納容器は、月1回以上、院内保管場所の在庫確認を行い、不足が生じる前に補充すること。

10 産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報

(1) 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）

発生工程：病棟、外来の患者の治療を行う部署が排出する血液の付着した綿や布及び血液の付着した注射針等鋭利な廃棄物。

感染症患者又は感染症の疑いのある患者の検査・診察等に使用した物品等廃棄物。

荷 姿：ハザードボックス（メディカルペール）、又は所定の段ボールに密閉する。

処分方法：焼却処分とする。

注意事項：ハザードボックス等容器は決して開封しないこと。

処理にあたっては手袋を着用すること。

皮膚等に付着した場合はすぐに消毒・洗浄すること

（２）産業廃棄物（廃プラスチック類）

発生工程：病棟、外来、薬局が排出する点滴や薬品の使用済み容器
職員や患者等が排出する食品や生活用品等の容器、袋類
職員や患者等が排出する清涼飲料水等のペットボトル容器
事務用品に使用されるプラスチック、ビニール類
その他院内から排出されるプラスチック、ビニール類

荷 姿：透明なビニール袋にペットボトルとその他プラスチック、ビニール類を分別する。

処分方法：選別または焼却処分とする。再生可能なものは再生利用する。

注意事項：処理にあたっては手袋を着用すること。

皮膚等に付着した場合はすぐに洗浄すること。

（３）産業廃棄物（金属くず、ガラスくず類）

発生工程：病棟、外来、薬局が排出する薬品の使用済み容器
職員や患者等が排出する空缶、空ビン、ドリンクのふた
作業等で排出するネジ、釘、部品等金属類
事務用品に使用されるガラス、金属類
その他院内から排出されるガラス、金属類

荷 姿：透明なビニール袋に分別する。

処分方法：選別または焼却処分とする。再生可能なものは再生利用する。

注意事項：処理にあたっては手袋を着用すること。

皮膚等に付着した場合はすぐに洗浄すること。